

## 平成29年度札幌市病院事業会計予算

(総 則)

第1条 平成29年度札幌市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	747 床
(2) 年間入院患者数	222,876 人
(3) 年間外来患者数	403,354 人
(4) 1日平均入院患者数	611 人
(5) 1日平均外来患者数	1,653 人
(6) 主要な建設改良事業 ア 医療器械購入等	

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入		
<b>第1款 病院事業収益</b>		<b>24,806,000千円</b>
第1項 医 業 収 益		21,538,961千円
第2項 医 業 外 収 益		2,696,739千円
第3項 特 別 利 益		570,300千円

支 出

<b>第1款 病院事業費用</b>	<b>24,146,000千円</b>
第1項 医 業 費 用	23,359,829千円
第2項 医 業 外 費 用	776,171千円
第3項 予 備 費	10,000千円
<b>収入支出差引残額</b>	<b>660,000千円</b>

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額797,000千円は、損益勘定留保資金等592,570千円で補填するとともに、一時借入金204,430千円で措置するものとする。）。

収 入

<b>第1款 資本的収入</b>	<b>2,326,000千円</b>
第1項 企 業 債	688,000千円
第2項 出 資 金	29,500千円
第3項 負 担 金	1,608,500千円

支 出

<b>第1款 資本的支出</b>	<b>3,123,000千円</b>
第1項 建 設 改 良 費	776,558千円
第2項 企 業 債 償 還 金	2,345,442千円
第3項 予 備 費	1,000千円
<b>収入支出差引不足額</b>	<b>797,000千円</b>

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
検 査 機 器 借 受 等	平成30年度	10,000千円
年 間 購 読 図 書	平成30年度	25,000千円
建 物 設 備 保 守 点 検 等 業 務	平成30年度	93,000千円
自 動 火 災 報 知 設 備 更 新 工 事	平成30年度	153,000千円
診 療 関 係 委 託 等 業 務	平成30年度	181,000千円
情 報 シ ス テ ム 運 用 ・ 保 守 等 業 務	平成30年度	260,000千円
医 療 機 器 保 守 点 検 等 業 務	平成30年度	344,000千円
臨 床 検 査 業 務	平成30年度から 平成31年度まで	130,000千円
ク レ ジ ッ ト カ ー ド 使 用 料	平成30年度から 平成32年度まで	15,000千円
シ ス テ ム オ ペ レ ー タ ー 委 託 業 務	平成30年度から 平成32年度まで	165,000千円
物 品 供 給 管 理 委 託 業 務	平成30年度から 平成32年度まで	602,000千円
給 食 委 託 業 務	平成30年度から 平成32年度まで	1,206,000千円
白 衣 等 供 給 管 理 委 託 業 務	平成30年度から 平成33年度まで	363,000千円
建 物 総 合 管 理 委 託 業 務	平成30年度から 平成33年度まで	2,186,000千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
医 療 器 械 購 入 費 等	688,000千円	証 券 発 行 又 は 普 通 貸 借 と す る。	9.0%以 内	起 債 の 日 か ら 据 置 期 間 を 含 め 40年 以 内 に、元 利 均 等 そ の 他 の 方 法 に よ り 償 還 す る。た だ し、財 政 上 の 都 合 等 に よ り 定 額 以 上 を 償 還 し、又 は 本 期 間 中 に 未 償 還 額 の 範 囲 内 に お い て 借 り 換 え る こ と が で き る。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、8,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	9,579,827千円
(2) 交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業助成のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、600,455千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、1,200,000千円と定める。

(重要な資産の取得)

第12条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
取得する資産	器具及び備品	一般X線撮影装置	一式

平成29年(2017年)2月21日提出

札幌市長 秋元克広